

第7号様式(第10条関係)

志木市一般廃棄物処理業許可証

許可 第6-2号

令和6年4月1日

大村商事株式会社

代表取締役 大村 相哲 様

志木市長 香川 武文



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第6項の規定に基づき、次のとおり一般廃棄物処理業とすることを許可する。

許可業務	一般廃棄物処理業	
氏名又は名称及び代表者名	大村商事株式会社 代表取締役 大村 相哲	
住所又は所在地	事務所	埼玉県志木市下宗岡2-18-20
	施設	埼玉県志木市下宗岡2-18-20
業務内容	取り扱う廃棄物	一般廃棄物(可燃・資源・不燃)・粗大ごみ
	処理区分	収集・運搬
許可期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日	
営業区域	志木市全域	
条件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則及び志木市廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理等に関する条例、同条例施行規則、その他の関係法令を遵守すること。	

第7号様式(第10条関係)

志木市一般廃棄物処理業許可証

許可 第処6-1号

令和6年4月1日

大村商事株式会社

代表取締役 大村 相哲 様

志木市長 香川 武文 

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第6項の規定に基づき、次のとおり一般廃棄物処理業とすることを許可する。

許可業務	一般廃棄物処理業	
氏名又は名称及び代表者名	大村商事株式会社 代表取締役 大村 相哲	
住所又は所在地	事務所	埼玉県志木市下宗岡2-18-20
	施設	埼玉県志木市下宗岡2-18-20
業務内容	取り扱う廃棄物	一般廃棄物(生ごみ、剪定枝葉木、刈草等)
	処理区分	処分
許可期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日	
営業区域	志木市全域	
条件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則及び志木市廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理等に関する条例、同条例施行規則、その他の関係法令を遵守すること。	

様式第10号(第12条関係)

一般廃棄物処理業許可証

朝資収第1279号

許可番号 第4号

令和6年3月1日

大村商事株式会社 様

朝霞市長 富岡勝則 印



令和6年2月2日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、
次のとおり許可します。

許可業者	住所(所在地) 朝霞市上内間木713-8 氏名(名称)及び代表者氏名 大村商事株式会社 代表取締役 大村 相哲
処理業の種類	1 収集運搬業 2 処分業
取扱廃棄物の種類	ごみ (特定家庭用機器廃棄物を含む)
許可年月日	令和6年(2024年)4月1日
根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条
許可の有効期限	令和8年(2026年)3月31日
条件	裏面のとおり

(許可条件)

1. 業務の遂行に当たっては、市の処理計画に従い環境衛生上支障を生じないよう常に留意し必要な措置を講ずること。
2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則、朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、同条例施行規則その他関係法令を遵守すること。
3. 取り扱う廃棄物は、朝霞市内において発生した一般廃棄物に限る。ただし、和光市・新座市・志木市・富士見市から発生した特定家庭用機器廃棄物を朝霞市内の指定引取場所に運搬することができる。
4. 事業者は、伝票、帳簿を常に整理し、請求があった場合は速やかに提出すること。
5. 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
6. 許可証を亡失、又は損傷した場合は遅滞なくその旨を市長に届け出て、再交付を受けなければならない。
7. 事業者は、申請内容に変更があった場合は、10日以内に市長に届け出なければならない。
8. 事業者は、前月分の一般廃棄物処理状況報告書を毎月10日までに、市長に提出すること。
9. 事業者は、市の施設へ不適當なものを搬入し、搬入の拒否や文書での改善策の提示を求められた場合は、速やかに回答を提出すること。
10. 収集運搬車両については、社名を明示すること。

様式第10号(第12条関係)

一般廃棄物処理業許可証

朝資収第1286号
許可番号 第22号
令和6年3月1日

大村商事株式会社 様

朝霞市長 富岡勝則 印



令和6年2月2日付けで変更申請のあった一般廃棄物処理業について、
次のとおり許可します。

許可業者	住所(所在地) 朝霞市上内間木713-8
	氏名(名称)及び代表者氏名 大村商事株式会社 代表取締役 大村 相哲
処理業の種類	1 収集運搬業 2 処分業(保管施設を含む) (破碎、堆肥・肥料・薪等資源化に限る)
取扱廃棄物の種類	ごみ
許可年月日	令和6年(2024年)4月1日
根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条
許可の有効期限	令和8年(2026年)3月31日
条件	裏面のとおり

(許可条件)

1. 業務の遂行に当たっては、市の処理計画に従い環境衛生上支障を生じないよう常に留意し必要な措置を講ずること。
2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則、朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、同条例施行規則その他関係法令を遵守すること。
3. 取り扱う廃棄物は、許可した一般廃棄物に限ること。
4. 事業者は、伝票、帳簿を常に整理し、請求があった場合は速やかに提出すること。
5. 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
6. 許可証を亡失、又は損傷した場合は遅滞なくその旨を市長に届け出て、再交付を受けなければならない。
7. 事業者は、申請内容に変更があった場合は、10日以内に市長に届け出なければならない。
8. 事業者は、前月分の一般廃棄物処理状況報告書を毎月10日までに、市長に提出すること。
9. 保管施設は「朝霞市上内間木713-8」地内に限る。
10. 朝霞市内において発生した一般廃棄物（木くず）で、木質チップ化等の再資源化処理するものについては保管施設で保管後、朝霞市一般処理業許可業者である北進重機(株)へ引き渡すこと。

別記様式(第8条関係)

許可第6-2号

新座市一般廃棄物処理業許可証

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第7条第1項・第7条第2項・~~第7条第6項~~・~~第7条第7項~~・~~第7条の2第1項~~)の規定に基づき、次のとおり許可したことを証明します。

令和6年3月25日

新座市長 並木 傑



住 所 (法人の場合は主たる事務所の所在地)	埼玉県志木市下宗岡二丁目18番20号	
氏 名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)	大村商事株式会社 代表取締役 大村 相哲	
事業の範囲	業 の 区 分 収集・運搬業	
	取り扱う一般廃棄物の種類 ごみ(可燃・不燃・粗大) リサイクル資源 その他(特定家庭用機器廃棄物)	
許 可 区 域	新座市全域	
処 理 施 設 の 所 在 地	—	
処理施設の種類及び処理能力	—	
運 搬 先 ・ 処 分 先	志木地区衛生組合	
許 可 の 有 効 期 間	令和6年4月1日から2年間	
許 可 の 条 件	1 業務の遂行に当たっては、市の処理計画に従い環境衛生上支障が生じないように常に留意し必要な措置を講ずること。 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則及び新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、同条例施行規則、その他関係法令を遵守すること。	
変更等の状況	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

一般廃棄物処理業許可証

指令和環第11号

令和6年2月28日

大村商事株式会社

代表取締役 大村 相哲 様

和光市長 柴崎 光子



令和6年2月10日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、次のとおり許可します。

許可業者	志木市下宗岡2-18-20 大村商事株式会社 代表取締役 大村 相哲
処理業の種類	収集及び運搬
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物
許可年月日	令和6年2月28日
根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項
許可の有効期限	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
条件	1 業務の遂行に当たっては、市の処理計画に従い環境衛生上支障を生じないように常に留意し必要な措置を講ずること。 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則、和光市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、同条例施行規則その他関係法令を遵守すること。 3 取り扱う廃棄物は、和光市内において発生した一般廃棄物に限る。 4 事業者は、伝票、帳簿を常に整理し、請求があった場合は速やかに提出すること。 5 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

- 6 許可証を亡失、又は損傷した場合は遅滞なくその旨を市長に届け出て、再交付を受けなければならない。
- 7 事業者は、申請内容に変更があった場合は、変更後、速やかに届け出なければならない。
- 8 事業者は、前月分の一般廃棄物処理状況報告書を毎月10日までに、市長に提出すること。
- 9 事業者は、市の施設へ不適當なものを搬入し、搬入の拒否や文書での改善策の提示を求められた場合は、速やかに回答を提出すること。
- 10 朝霞市内へ運搬し堆肥化处理する一般廃棄物は、和光市内事業所（㈱本田技術研究所汎用開発センター食堂、本田技研工業㈱和光ビル内食堂・白子ビル内食堂、イトーヨーカドー和光店）の食物残渣、和光市内学校給食の食物残渣、和光市及び埼玉県より委託を請けた事業者の剪定枝葉木とする。
- 11 朝霞市内への運搬は、朝霞市の承認後とすること。

一般廃棄物処理業許可証

住所 (法人の場合は主たる事務所の所在地)	埼玉県志木市下宗岡2-18-20
名称	大村商事株式会社
氏名 (法人の場合は代表者の氏名)	代表取締役 大村 相哲
取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物全般、特定家庭用機器廃棄物
収集・運搬・処分の別	収集運搬
営業区域	富士見市全域
許可の有効期限	令和8年3月31日
許可の条件	1 業務の遂行にあたっては、市の処理計画に従い環境衛生上支障を生じないように常に留意し、必要な処置を講ずること。 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則、富士見市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例、富士見市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する規則その他関係法令を遵守すること。 なお、上記に違反したと認められたときは当許可を取り消すものとする。 3 運搬先・処分先 大村商事株式会社(朝霞市) ※可燃ごみ(剪定枝、刈草)、食品循環資源(食り法)に限る。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の規定に基づき、上記のとおり許可する。

令和6年3月11日

富士見市長 星野光弘





様式第13号

所沢市一般廃棄物収集運搬業許可証

許可番号（家電）第1号
令和5年4月1日

住所又は主たる
事務所の所在地

埼玉県志木市下宗岡二丁目18番20号

氏名又は名称及び
代表者氏名

大村商事 株式会社
代表取締役 大村 相哲

所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第22条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

所沢市長 藤本 正人



記

取り扱う一般廃棄物の種類	その他（特定家庭用機器廃棄物）
業の区分	運搬業
許可の有効期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
営業所の所在地	埼玉県朝霞市大字上内間木字西通713番8
許可区域	志木市、朝霞市、新座市、富士見市、和光市から発生した特定家庭用機器廃棄物を、所沢市内の指定引取場所に運搬する行為に限る。
許可条件	所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び関係法令を遵守すること。

令和5年 1月 6日

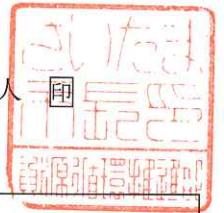
住 所 埼玉県志木市下宗岡二丁目18番20号
氏 名 大村商事株式会社
代表取締役 大村相哲

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第7条第1項~~
~~第7条第6項~~ の規定により許可を受けた者である
~~第7条の2第1項~~

ことを証する。

さいたま市長 清水勇人



許 可 番 号	さいたま市廃許可 第300号
事業の範囲	業 の 区 分 収集・運搬業 (積替え保管を除く。) 処 分 業 ()
	取り扱う一般廃棄物の種類 特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物に限る。
許 可 区 域	本許可証に記載する運搬先又は処分先とする。
処理施設等の所在地	—
処理施設等の種類及び処理能力	—
運 搬 先 又 は 処 分 先	・さいたま市桜区上大久保1012番地 森田運送株式会社 首都圏営業所 ・さいたま市岩槻区上野5丁目2番19号 日通埼玉運輸株式会社 岩槻取扱所 ・さいたま市岩槻区馬込1529番地1 S B S即配サポート株式会社 岩槻デポ
許 可 の 有 効 期 間	令和5年1月1日から令和6年12月31日まで
許 可 の 条 件	1 収集運搬業務範囲は、 <u>志木市、朝霞市、新座市、和光市及び富士見市内</u> で排出される特定家庭用機器廃棄物の運搬のみとする。 2 一般廃棄物処理基準を遵守すること。 3 特定家庭用機器廃棄物の運搬先は、本許可証の運搬先又は処分先の欄に記載する指定引取場所とすること。 4 特定家庭用機器廃棄物の運搬に際しては、本市の車両基準を満たしていない運搬車両を使用しないこと。 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6に掲げる生活環境の保全を目的とする法令を遵守することのほか、その他関係法令、条例、規則、要綱等を遵守し、誠実に業務を行うこと。 6 前各号に掲げるもののほか、市長が必要に応じ指示する事項に従うこと。
変 更 の 状 況	—

遵 守 事 項（収集運搬業）

- 1 他の者にこの業務の承継及び下請けをさせないこと。
- 2 従業員の指導監督及び一般廃棄物の取扱いに関する一切の行為についてその責任を負うこと。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県志木市下宗岡二丁目18番20号

氏名 大村商事 株式会社
代表取締役 大村 相哲

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 3年11月29日

許可の有効年月日 令和 8年 9月18日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

- 燃え殻
- 汚泥(#1)
- 廃油
- 廃酸
- 廃アルカリ
- 廃プラスチック類(*) (#1)
- 紙くず
- 木くず
- 繊維くず
- 動植物性残さ
- ゴムくず
- 金属くず(#1)
- ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*) (#1)
- 鉱さい
- がれき類(*)
- ばいじん
- 以上16種類

- ※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
- ※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
- ※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし

3. 許可の条件
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成 3年 9月19日	指令西環第4-120号	新規許可
平成13年10月12日	指令西環第11-21号	変更許可（3種類の追加）
平成26年 6月13日	指令産廃第8-4号	変更許可（3種類の追加及び3種類の石綿含有産業廃棄物の追加）
平成28年10月20日	指令産廃第9-892号	更新許可
令和 3年11月29日	指令産廃第9-1085号	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県志木市下宗岡二丁目18番20号

氏 名 大村商事 株式会社

代表取締役 大村 相哲

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 2年12月 1日

許可の有効年月日 令和 7年10月26日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
(2) 取り扱える特別管理産業廃棄物の種類
感染性産業廃棄物
以上1種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成22年10月27日	指令産廃第10-24号	新規許可
平成27年11月16日	指令産廃第12-52号	更新許可
令和 2年12月 1日	指令産廃第12-69号	更新許可
	以下余白	

5. 積替え許可の有無 無
※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

産業廃棄物処分業許可証

住所 埼玉県志木市下宗岡二丁目18番20号

氏名 大村商事株式会社
代表取締役 大村 相哲

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和4年10月4日

許可の有効年月日 令和9年9月25日

1. 事業の範囲

中間処理

溶融減容：廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。）以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県志木市下宗岡二丁目2160番1の一部、2160番2の一部、2161番1の一部、2161番2の一部 以上4筆（面積815.87㎡）

処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる施設及び場所で行うこと。
- (2) 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成19年9月26日	指令廃指第793号	新規許可
平成19年10月23日	—	変更届（保管面積の縮小）
平成21年12月17日	—	変更届（代表者）
平成29年11月9日	指令西環第3-5号	更新許可
令和4年10月4日	指令西環第1-14号	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

許可番号 01120013449

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
溶融減容施設	0.77t/日 (8時間)	廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。) 以上1種類	平成19年9月26日 — —

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。)以上1種類	28.3㎡	3.0m(屋内)
廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。)以上1種類	15.0㎡	3.0m(屋内)

(以下余白)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県志木市下宗岡二丁目18番20号

氏名 大村商事株式会社
代表取締役 大村 相哲

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子

許可の年月日 令和 2年 7月10日

許可の有効年月日 令和 7年 7月 9日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん
(石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上16種類)

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

令和 2年 7月 10日 新規許可

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)





許 可 証

朝 組 し 第 7 号
令 和 6 年 4 月 1 日

大村商事株式会社
代表取締役 大村 相哲 様

朝霞地区一部事務組合
管理者 香川 武文



令和6年2月29日付けで申請のあった浄化槽清掃業については、次のとおり許可します。

住 所	埼玉県志木市下宗岡2丁目18番20号
名 称	大村商事株式会社
氏 名	大村 相哲
業 務 の 別	浄化槽清掃業
取り扱う廃棄物の種類	浄化槽汚泥
許 可 年 月 日	令和 6年 4月 1日
許 可 の 有 効 期 限	令和 8年 3月31日まで
許 可 区 域	別紙、許可区域図及び区域表のとおり
許 可 条 件	別紙、許可条件のとおり

(様式第4号)

西環第88-107号

令和6年3月29日

住所 埼玉県志木市下宗岡二丁目18番20号

大村商事株式会社

氏名 代表取締役 大村相哲 様

埼玉県知事 大野元裕



浄化槽保守点検業の登録について（通知）

令和6年3月15日付けで申請のあった標記については、埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例第4条第1項の規定により、下記のとおり登録したので通知する。

記

登録番号 埼玉県知事 第2-0427号

登録年月日 令和6年4月1日

登録満了年月日 令和11年3月31日

(管轄 埼玉県西部環境管理事務所)



許 可 証

朝 組 し 第 2 号
令 和 6 年 4 月 1 日

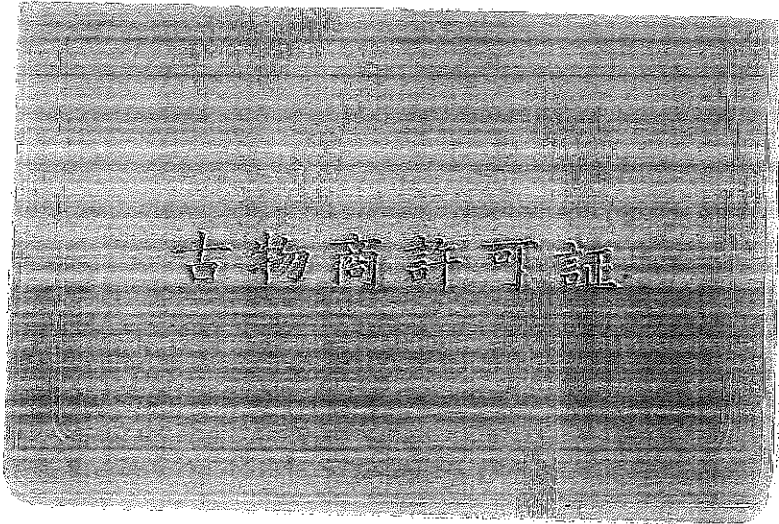
大村商事株式会社
代表取締役 大村 相哲 様

朝霞地区一部事務組合
管理者 香川 武文



令和6年2月29日付けで申請のあったし尿収集運搬業については、次のとおり許可します。

住 所	埼玉県志木市下宗岡2丁目18番20号
名 称	大村商事株式会社
氏 名	大村 相哲
業 務 の 別	し尿収集運搬業
取り扱う廃棄物の種類	汲み取りし尿
許 可 年 月 日	令和 6年 4月 1日
許 可 の 有 効 期 限	令和 8年 3月31日まで
許 可 区 域	別紙、許可区域図及び区域表のとおり
許 可 条 件	別紙、許可条件のとおり



第 31040020001号

交付 平成 31 年 8 月 18 日

埼玉県公安委員会

氏名又は名称	大村商事株式会社 年 月 日生
住所又は居所	埼玉県志木市下涼園二丁目18番20号
代表者の氏名	(大村 安男) (大村 安男)
代表者の住所	(埼玉県志木市本町六丁目29番9号)
行 商	する・しない

異 動 事 項	異動年月日	印
代表者変更 氏名 大村 相哲	平成26年6月28日	
住所 埼玉県志木市本町 3丁目2番6号	同上	